

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

惣新田幸手線	路線名
幸手市大字神扇字外郷内前八三〇番一地 先から同市大字平須賀字赤木前一八八〇番一地先まで	供用開始の区間
平成二十八年四月一日	供用開始の期日
延長四四五・五〇メートル	備考